山をみどりに

斉藤市長らが植樹

桑崎 奥郷地

国土緑化運動が四月一日から五月三十一日まで全国いっせいに行われています。

吉原市では、四月十三日に桑崎字奥郷地で斉藤市長をはじめ、勝又市議会議長、市議員など約一〇〇名が参加してヒノキの苗木四〇〇本を植樹しました。

植樹の行われた奥郷地は標高八〇〇㍍の寒冷地で、昨年伐採した四・五ヘクタールに一八〇〇〇本のヒノキが植えられることになっています。その他、ことしは五ノ神、穴小屋、板小屋などに三四〇〇〇本のヒノキを新改植します。

吉原市の山林面積は一〇三六九ヘクタールで、市の総面積一七四五六ヘクタールの約六〇㌫にあたります。そのうち市有林は四四七九ヘクタールで、全国の第七位を占めています。

写真は植樹をする市長ら（奥郷地で）

健全な家庭づくり

○青少連の推進目標○

青少年保護育成連絡会は、さる四月十八日市民会館で委員会を開き、自主的な地域活動の徹底、健全な家庭づくり、早期相談・早期治療を三本の柱として運動を進めることをきめました

具体的な活動としては、夜間外出制限時刻の徹底―各町内ごとの夜間補導の強化や、無線、有線放送による呼びかけを行なうほか、防犯灯の整備と増設を行ないます。

明るい家庭づくり―家族ぐるみで話しあえる家庭づくりや幼児期の健全育成を行ないます。

公徳心の高揚―道徳教育や生活指導を充実させるとともに、小さな親切運動を実施します。

青少年の非行防止―スポーツによる健全育成と福祉施設の活用をはかっていきます。

なお、当日は青少年の育成に功積のあった方の表彰も行なわれました。

▽県連合防犯協会長表彰
石川高儀、中川恵浄、大淵地区青少年問題対策委員会

▽市青少年保護育成連絡会長表彰
福本安治、村井精作、神山良作、大木友治、内田鉄五郎、畔柳良一、小山和作、十野貞一、木又光雄、監物初枝、妙祥寺ほか九寺院

バスの上手なのり方

○物価問題懇談会○

吉原市物価問題懇談会は、二月二十二日に発足してから、消費者の苦情相談、消費者と業者の懇談会などを行なってきました。

第一回の業者との懇談では、富士急行と「バスの上手な利用のしかた」について話し合いました。

バス料金の基本料金区間は一五円で以後は運賃区界ごとに料金があがるしくみになっています。

一運賃区界には、だいたい三ないし四カ所の停留所があるので、一運賃区界内の最初の停留所から区間内いっぱいに乗ればトクということになります

また運賃区界の一ツ前の停留所から乗り、一ツ過ぎた所で降りた場合は距離が短い割合に高くつくことになりますこれは二ツの運賃区界を乗ったことになるからです。

したがって、運賃区界をよく知り、運賃区界の一ツ前の停留所から乗るときは次の停留所から乗るようにすることが〃上手なバスの利用法〃です。

※物価問題についての相談、苦情は市商工課、商工会議所へ申し出てください。

小口資金を融資します

最高は40万円

吉原市小口資金協調融資促進制度は、銀行や一般の金融機関と取り引きの少ない市内の小規模事業を育成するために行なわれています。

▽貸し付けの対象
常時使用する従業員が三〇人以下の法人または個人で、市内に店舗または工場をもっているひと

▽融資の条件
資金の使途は事業資金に限ります

▽貸し付け金額
一企業者四〇万円以内

▽貸し付け利率
日歩一戔九厘、その他保証料日歩三厘が必要です

▽貸し付け期間
一カ年以内

▽返済方法
月賦または割賦返済

▽申し込み先
市商工課商工振興係

統計図表の作品募集

全国統計協会連合会では第十四回統計図表全国コンクールの作品を次のように募集しています。

◇応募の資格
一部　小学校児童
二部　中学校生徒
三部　高校以上の学生
四部　一般

◇課題
図表の課題は各部とも自由です

◇材料の規格
一部二部の用紙の規格は七一・八センチ×五一・五センチ、三部四部は一〇三センチ×七二・八センチです。ただし各部とも紙質、色彩などは自由です

◇締め切り
昭和四十一年八月十五日まで

◇提出先
市商工課統計係

沼川敷地内の耕作は禁止に

富士土木事務所では、大昭和製紙(鈴川町)北側‖写真‖の県道吉永吉原停車場線の道路拡張工事を行います。このため河川敷を道路敷として使いますので沼川河川敷内に無断耕作をしているひとは、至急耕作をとりやめ作物を撤去してください

国有浜地の無断使用は困ります

さいきん、今井浜沙門天南側の国有浜地周辺を無断で使用したり、不法売買するひとがあるため富士土木事務所では、厳重にとりしまっています国有地や国有浜地を無断で使用したり、不法売買したばあいは、法律違反として罰せられます。

なお必要上やむをえず使用したいばあいは、富士土木事務所へ占用手続きをしてください。

県内地図あつせん

締め切り5月10日

県では静岡県管内地図を再版しましたので申し込みください

◇締め切り日―五月十日

◇申込み―市商工課

◇金額―一部一〇〇円

◇受け渡し―到着しだい連絡し代金と引き換えます

白キス釣選手権大会

第八回東海投込白キス釣選手権大会は、吉原市と吉原漁友会の主催で次のように行なわれます

▽日時
五月八日（小雨決行）
午前八時から午後一時まで

▽釣り場
昭和放水路から吉原・原境界線まで

▽参加資格
だれでも自由に参加できます

▽申し込み
五月八日　東田子浦駅下海岸で午前六時から

▽会費
一人二〇〇円

人権身の上相談

5月6日市民会館

静岡地方法務局吉原支局と吉原市人権擁護委員協議会は無料人権身の上相談所を次のように開設します。

▽とき　五月六日、午前一時から午後三時

▽ところ　市民会館第二集会室

市民会館だより

◇吉原市華道展―四月二十七日、二十八日。午前九時から午後七時まで。第一集会室

◇吉原市母子福祉総会―五月一日。午前九時から。第一集会室

◇吉原市明るく正しい選挙推進協議会―五月九日。午後一時から。第三集会室

◇労音五月例会―五月十六日、十九日。午後六時から。大ホール

◇働く者の写真展―五月二十、二十一、二十二日。午後九時から七時まで。ロビー

※五月十五日は休館日です

行政相談所ひらく

行政相談所を毎月二回開設しますので、行政への苦情をおもちの方はお出掛けください

▽とき‖第1・第3月曜日（5月は2日、16日）午前9時―12時

▽ところ‖市長公室

▽担当‖今泉春枝行政相談委員

※相談日以外の日でも、市の連絡委員が相談に応じますので、気軽にお出掛けください

・今泉さんの住所吉原市市場町(②〇二七二)

・行政相談の窓口市長公室広報係

年金コーナー

国民年金ができた今日では、日本国民のだれでも、次のどれかの公的年金に入れるようになりました。

⊙ **国民年金**　農林漁業、中小企業、自由業などの自営業者や家族、従業員の人たちが加入する制度

⊙ **厚生年金保険**　会社や工場につとめる一般の勤務者が加入する制度

⊙ **船員保険**　一般の船舶（五トン以上）や漁船（二〇トン以上）などに乗り組む船員が加入する制度

⊙ **国家公務員共済組合**　中央の官庁などの国家公務員が加入する制度つとめる人が加入する制度

⊙ **地方公務員共済組合**　都道府県庁や市役所に加入する制度

⊙ **私立学校教職員組合**　私立学校の教員や職員が加入する制度

⊙ **公共企業体職員等共済組合**　国鉄、電電専売の公社につとめる人が加入する制度

⊙ **農林漁業団体職員共済組合**　農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などにつとめる人が加入する制度

⊙ **国会議員互助年金**　国会議員の人が加入する制度

これらはいずれも法律でつくられた公的年金で、国民年金を除いて「被用者年金」と呼んでいます。

（以下次号）

かいせつ

市民税が安くなりました

政府では、四月一日から地方税法の一部改正を行なうことになりました。

改正されたあらましは次のとうりです。

◇市民税関係

①免税額の引き上げ
身体障害者、未成年者、老年者、寡婦は前年の所得が二四万円（現行二二万円）以下の場合は課税されません

②所得控除額の引上げ
基礎控除額は九万円が一〇万円になりました。配偶者控除が新しく設けられ八万円です。扶養控除は三万円が四万円になりました。配偶者の前年所得が五万円以上の場合は五万円が六万円になりました

白色事業専従者控除は五万円が六万円に青色事業専従者控除は八万円が一〇万円になりました

※この結果、夫婦と子ども三人の給与所得者の世帯では、いままで年間三四万七千円以上の所得があれば住民税所得割がかかりましたが、本年度から四二万三千円以上でなければ課税されないことになりました

③退職所得の分離課税
昭和四十二年一月一日以降の退職金に対する課税は、ほかの所得と切り離して退職時に納税することになりました

◇固定資産税、都市計画税関係
評価制度の改正により、昭和三十九年に土地の評価換えを行ない、固定資産税の総額が急激に変わらないように、昭和三十八年度の一律二割増（農地は据置）の暫定措置がとられました。

しかし、その新評価額でも他の資産や税金にくらべると低いので、農地以外の土地について昭和四十一年度から、昭和三十八年度評価額に対する新評価額の上昇率によって土地を三段階（三倍未満、三倍以上八倍未満、八倍以上）に区分しその区分によって毎年度、その前年度の課税標準額の一割増二割増、三割増を限度とする負担調整措置がとられ、十カ年くらいで新評価額にします。

都市計画税も同様の措置がとられることになりましたが、用地費の現況と都市開発促進の必要から、三カ年間は固定資産税の場合と同じように土地を三区分し、その区分により毎年それぞれ前年度の税負担の三割増、六割増、九割増を限度とする課税措置がとられ、四十四年度から新評価額にします。

それに伴い、土地は二万四千円が八万円、家屋は三万円が五万円、償却資産は一五万円が三〇万円に固定資産税の免税額が引き上げられました。